

知っ得

なっとく

2021.2
No.206

点検商法にご注意!

—自宅を大切に思う気持ちにつけ込まれています—

住宅の屋根や床下を「無料で点検します」と突然自宅に訪問してきた業者から「このままでは大変なことになる」などと不安をあおられ、契約をさせられたというトラブルに関する相談が寄せられています。

屋根や床下など消費者が容易に確認できない部分は、本当に不具合があるのか消費者の側で判断することが難しく、言われるがまま点検に続いて工事の契約をしてしまう実態があります。

- ・下水道の点検業者が「この地区全体を回っている」と言って、訪問してきた。「床下がカビだらけなので対策が必要だ」と言われ、不安になったので床下調湿剤等を契約した。不要だと分かったので解約したい。
- ・突然訪問してきた業者から「排水枡を確認する」と決めつけた感じで言われ、枡や床下を確認された。「害虫の卵があるので掃除する必要がある」、「シロアリもいる」と言われ、駆除の契約をした。支払いが困難なので解約したい。

点検と称して訪問してくる業者は、工事や清掃サービスの契約を締結させる目的で、言葉巧みに消費者の不安をあおろうとします。

業者から訪問してくる場合は、まずは点検させないことが大事です。

業者と契約してしまったとしても、クーリング・オフや契約の取消しが可能な場合もあります。

クーリング・オフを行った場合、既に工事が終わっていても代金を支払う必要はありません。



消費者被害にあう前に パズルでチェック!

①モ	ク	テ	⑦キ		⑭オ	⑯ミ	ナ
	①		⑧ズ	⑤イ	②ヒ	③ツ	
②エ	リ	ア		⑫シ	④ヤ	モ	⑰ジ
シ	ン		⑨キ	⑥カ	ク	⑩リ	キ
カ	④グ	⑥ヤ		⑬キ	ド		ル
ル		⑩ヌ	⑩マ		⑮マ	シ	
	⑤カ	シ	ン	レ	イ	ゲ	ツ
③シ	キ		⑪ト	オ	リ	⑭ミ	チ



クロスワードの
解答じゃ
みんな
わかったかの

A	B	C	D
カ	イ	ヤ	ク

消費生活のご相談

広島市消費生活センター
TEL082-225-3300
(消費生活相談用)

- 受付時間/10:00~19:00
- 火曜日と12月29日~1月3日は休み

広島市ホームページ
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>
キーワード「消費生活センター」

※音声読み上げが必要な方はホームページをご覧ください。

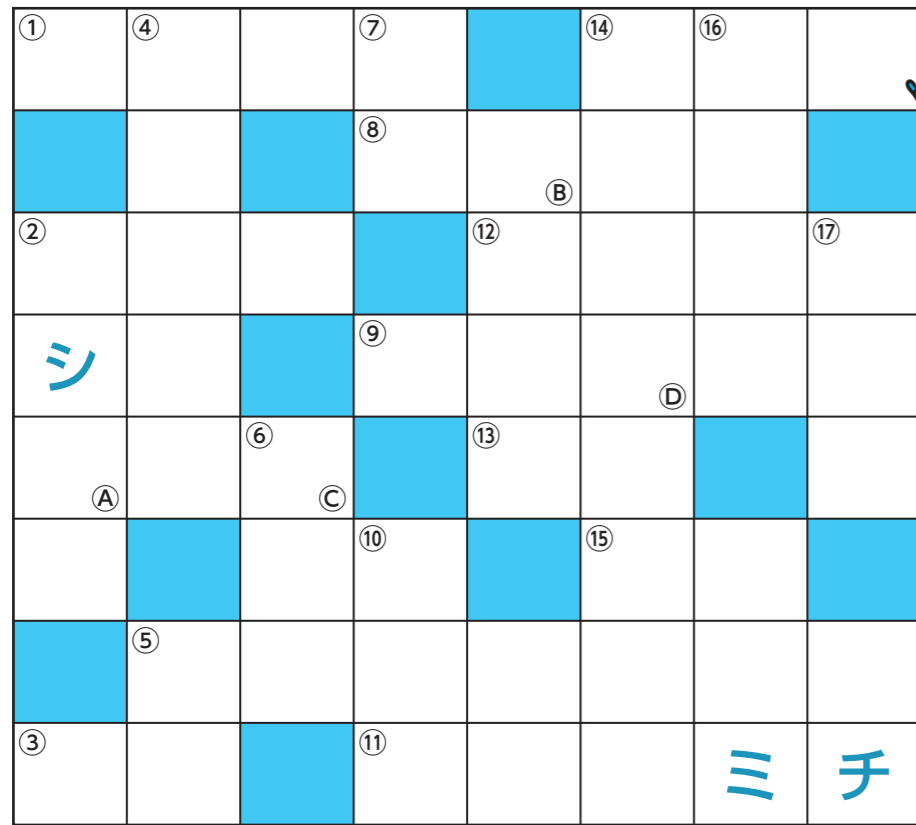
借金問題でお困りの方は、消費生活センターにご相談ください。

消費生活センターでは、まず相談員が債務状況や生活状況を詳しくお伺いします。そのうえで、解決に向けた債務整理の方法を情報提供し、弁護士や司法書士といった専門家に引き継ぎます。

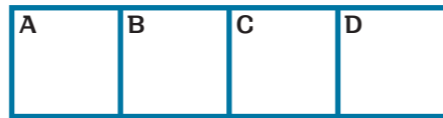
- ・借金問題は必ず解決できます。
- ・専門家による初回の相談は無料です。(実際に依頼した場合には料金が必要になります。)
- ・秘密厳守で相談を受け付けています。
- ・まずは電話でご相談ください。

消費生活クロスワードパズル

今号の記事の中にヒントが隠れています！パズルを解いて、消費者被害を防ぎましょう！



ヒント：契約を解除すること



<解答は最後のページに>

ヨコのカギ

- ①「商品を契約させたい」という「〇〇〇〇」を隠して近づく悪質業者。
- ②英語で区域のこと。
- ③春夏秋冬のこと。
- ④めでたい日と月のこと。嘉辰令月の読み方。
- ⑧清少納言の「枕草子」が有名。エッセイのこと。
- ⑨飛脚の別名。
- ⑪通学路は学校までの「〇〇〇ミチ」。
- ⑫ご飯を茶碗によそうときに使う。
- ⑬〇〇哀楽。
- ⑭秋の七草の一つ。「〇〇〇エシ」。
- ⑮ラーメン等でトッピングを増やしてもらうこと。「ニンニク〇〇マシ」。

タテのカギ

- ②人や社会、環境などに配慮した物やサービスを選んで消費すること。「〇ン〇〇消費」。
- ④訪問販売など特定の取引形態について、一定期間内であれば無条件で解約できる「〇〇〇〇〇・オフ」制度。
- ⑥賃貸住宅の原状回復費用について、「〇〇〇側」に十分な説明を求めましょう。
- ⑦賃貸住宅の入居時に気になる「〇〇」や汚れがあれば、写真を残しておきましょう。
- ⑩衣服の上から羽織って着る外衣。
- ⑭頼みごとをかなえてもらうために、同じ所へ幾度も通うこと。
- ⑯賃貸住宅の原状回復費用について、高額であると感じたときには、複数の業者から「〇〇〇〇」を提示してもらうように家主側へ要求しましょう。
- ⑰ロバート・ルイス・スティーヴンソンの小説。「〇〇〇とハイド」。

賃貸住宅の入退去時に確認しましょう！

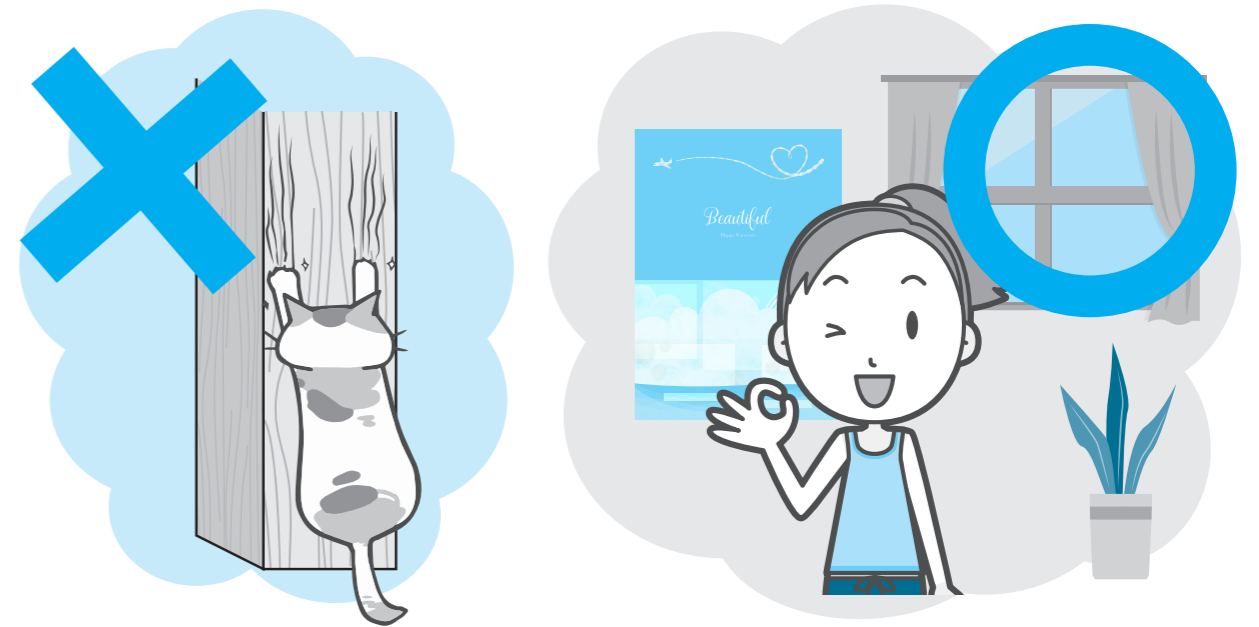
退去の際に、原状回復費用をめぐるトラブルが多く生じています。借主が不注意で付けてしまった傷や汚れ等の原状回復にかかる費用は借主負担になりますが、経年劣化や通常の使用による損耗については負担義務がないことが法律にも明記されています。

国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」に目を通しておくと、原状回復費用負担の話し合いが必要になったときに役立ちます。

以下の表では代表的な例を紹介しています。

	家主負担	借主負担
ペットの飼育に伴う壁や柱、床の傷		○(※)
ポスター、カレンダー等を壁に貼り付けた際の画鋲や留めピンの穴跡	○	
部屋のクリーニング（借主が日常の清掃を怠っていない場合）	○	
鍵の交換（借主による鍵の紛失、破損等がない場合）	○	

※ペット不可の特約があるときや、ペットを飼うことで賃貸住宅に通常損耗を超えるような損害を与えたときは、多くの場合、借主が修繕費用を負担すべきことになると考えられます。



入居時に気になる傷や汚れがあれば、自分が付けたものでないことを証明するために、日付を入れた写真で残しておきましょう。

退去時には、できる限り家主、管理会社、仲介業者等の立ち会いの下で部屋の現状を確認しましょう。

家主側から原状回復費用の総額だけを言われたときは、内訳について十分な説明を求めることも大事です。

費用が高額であると感じたときには、複数の業者から見積りを提示してもらうように家主側へ要求しましょう。

家主側との話し合いによる解決が難しい場合は、民事調停や少額訴訟といった方法もあります。